

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）

一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 全ての小児慢性特定疾病に共通する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 3 号に規定する「長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある（中略）小児慢性特定疾病児童等」の「<u>長期にわたり継続して常時</u>」とは、生命維持管理装置を一日中装着し、<u>今後一年間程度にわたって</u>離脱の見込みがないことであり、「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓等が該当する。</p> <p>① <u>(削除)</u></p> <p>② <u>(削除)</u></p> <p>7 小児慢性特定疾病の診断に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (https://www.shouman.jp/) の小児慢性特定疾病一覧に掲載されている「診断の手引き」を参考にすること。</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 慢性腎疾患</p> <p>1 腎機能低下による低身長 of 患者に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、<u>慢性腎疾患</u>の医療意見書のほか「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第 4 慢性呼吸器疾患</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 肺分画症は「先天性嚢胞性肺疾患」に内包しているものとして医療費助成の対象として差し支えない。</u></p>	<p>第 1 全ての小児慢性特定疾病に共通する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 3 号に規定する「長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある（中略）小児慢性特定疾病児童等」の「<u>継続して常時</u>」とは、生命維持管理装置を一日中装着し、離脱の見込みがないことであり、「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓等が該当する。</p> <p><u>なお、以下の①及び②に該当する者についても「継続して常時生命維持管理装置を装着」しているとして取り扱ってよい。</u></p> <p>① <u>気管チューブを介した人工呼吸器装着者</u></p> <p>② <u>心臓移植等の治療により離脱を見込める場合もあり得る体外式補助人工心臓等装着者</u></p> <p>7 小児慢性特定疾病の診断に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (http://www.shouman.jp/) の小児慢性特定疾病一覧に掲載されている「診断の手引き」を参考にすること。</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 慢性腎疾患</p> <p>1 腎機能低下による低身長 of 患者に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、<u>慢性腎不全</u>の医療意見書のほか「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第 4 慢性呼吸器疾患</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>第5 慢性心疾患 1～2 (略)</p> <p>3 「第四表 慢性心疾患」のうち先天性の心疾患を複数合併している場合には、それぞれの疾病名で医療意見書を作成することはせず、主たる疾病名で医療意見書を作成して申請すること。</p>	<p>第5 慢性心疾患 1～2 (略)</p> <p>3 「第四表 慢性心疾患」のうち先天性の心疾患を複数合併している場合には、それぞれの疾病名で医療意見書を作成することはせず、主たる疾病名で医療意見書を作成し、<u>それ以外の疾病については副病名の欄に疾病名を記載して</u>申請すること。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>
<p>第7 膠原病 1 (略) <u>2 「強皮症」の「疾病の状態の程度」の「強心利尿薬」には肺血管拡張薬を含む。</u></p>	<p>第7 膠原病 1 (略) <u>2 (新設)</u></p>
<p>第8～第11 (略)</p>	<p>第8～第11 (略)</p>
<p>第12 慢性消化器疾患 1 (略) <u>2 厚生労働大臣が定める者(平成26年厚生労働省告示第462号)第2項に規定する「慢性消化器疾患」の「治療状況等の状態」の「三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの」とは、3か月以上にわたり概ね連日、中心静脈栄養を行っているものを対象とする。また、「肝不全状態にあるもの」とは、高度な肝機能異常に基づいてPTが40%以下またはINR1.5以上を示すものを対象とする。</u></p>	<p>第12 慢性消化器疾患 1 (略) <u>2 (新設)</u></p>
<p>第13 (略)</p>	<p>第13 (略)</p>
<p>第14 皮膚疾患 1 (略) 2 「レックリングハウゼン病(神経線維腫症I型)」の「疾病の状態の程度」の「顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合」の「多数の」とは、乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度の多数</p>	<p>第14 皮膚疾患 1 (略) 2 「レックリングハウゼン病(神経線維腫症I型)」の「疾病の状態の程度」の「顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合」の「多数の」とは、乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度の多数の神経線</p>

新			旧		
<p>の神経線維腫を認める場合を指し、「大きな」とは、腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度を指し、「高度の骨病変」とは、歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎の Cobb 角 20 度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢<u>長</u>管骨の彎曲、病的骨折、偽関節がある場合を指す。</p> <p>第 15 骨系統疾患</p> <p>1 低身長を伴う<u>骨系統疾患</u>に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、骨系統疾患の医療意見書の他「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>(参考資料)</p> <p>「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧</p>			<p>維腫を認める場合を指し、「大きな」とは、腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度を指し、「高度の骨病変」とは、歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎の Cobb 角 20 度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢<u>腸</u>管骨の彎曲、病的骨折、偽関節がある場合を指す。</p> <p>第 15 骨系統疾患</p> <p>1 低身長を伴う<u>内分泌疾患</u>に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、骨系統疾患の医療意見書の他「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>(参考資料)</p> <p>「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧</p>		
	疾病の状態の程度	対象基準		疾病の状態の程度	対象基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
神経・筋疾患	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	神経・筋疾患	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
	<u>眼筋症状、運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療</u>	<u>同左</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新		旧	
	<u>を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>		
運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	同左	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	同左
けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚の低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚の低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
けいれん発作、意識障害、運動障害、排尿排便障害又は温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	けいれん発作、意識障害、運動障害、排尿排便障害又は温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	同左	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	同左
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは

新			旧		
	経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	経管栄養の一つ以上を（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に行っている場合		経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	経管栄養の一つ以上を（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に行っている場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
皮膚疾患	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。	次の①及び②に該当する場合 ① 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 ② 症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。	皮膚疾患	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。	次の①及び②に該当する場合 ① 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 ② 症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。
	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合	同左		感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合	同左
	常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある患者	同左		常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある患者	同左
	治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合を対象としない	同左		治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合を対象としない	同左
	顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合	次の①又は②に該当する場合 ① 顔面を含め、多数（乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度）の神経線維腫症若しくは大きな（腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度の）びまん性神経線維腫がある場合 ② 顔面を含め、麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変（歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎の Cobb 角 20 度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢長管骨の彎曲、病的骨		顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合	次の①又は②に該当する場合 ① 顔面を含め、多数（乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度）の神経線維腫症若しくは大きな（腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度の）びまん性神経線維腫がある場合 ② 顔面を含め、麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変（歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎の Cobb 角 20 度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢腸管骨の彎曲、病的骨

新			旧		
		折、偽関節がある場合) のいずれかが認められる場合			折、偽関節がある場合) のいずれかが認められる場合
	非特異性多発性小腸潰瘍症がみられる場合又は多汗症、皮膚肥厚、眼瞼下垂、関節症状若しくはリンパ浮腫のいずれかに対する治療が必要な場合	同左		非特異性多発性小腸潰瘍症がみられる場合又は多汗症、皮膚肥厚、眼瞼下垂、関節症状若しくはリンパ浮腫のいずれかに対する治療が必要な場合	同左
	全身の 75%以上が無汗（低汗）である場合	同左		全身の 75%以上が無汗（低汗）である場合	同左
	<u>治療が必要な場合</u>	<u>同左</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)